

# 介護保険だより

平成27年3月号

群馬県国民健康保険団体連合会

## 平成27年4月の制度改正及び報酬改定について

平成27年4月に介護保険制度改正及び介護報酬改定が予定されています。  
介護報酬改定では、算定構造の改定に伴い、サービスコードや請求明細書等に大きな変更が発生します。重要な内容ですので、前月に続き今月も掲載いたします。

### 1 平成27年4月改正の主な変更点

以下の内容が予定されています。

- ・サービスコードの新設
- ・既存のサービス単位数の変更
- ・請求書様式の変更及び追加
- ・請求明細書様式・給付管理票様式のレイアウト変更及び追加
- ・体制等状況（届出が必要なサービス） など

\*WAMNETのURL

<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>

\*最新の情報（平成27年2月時点）

介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（平成27年2月10日付）

### 2 伝送ソフト等について

平成27年4月の制度改正及び報酬改定に伴い、伝送ソフト等のバージョンアップ（制度改正等に対応したソフトの更新）が必要になりますので、ソフトの販売元のホームページ等を御確認いただくようお願いいたします。

なお、制度改正後は、古いバージョンのソフトでは請求情報が作成できなくなりますので、必ず最新版にバージョンアップしていただくようお願いいたします。

## 難病法公費に係る介護給付費請求明細書等の記載方法等について

平成27年1月施行の難病法公費に係る介護給付費請求明細書の記載方法等について、問い合わせをいただいておりますが、この度国保中央会が厚生労働省に確認を行った内容が国保連合会に送付されましたので、お知らせいたします。

### 1 難病法公費の給付対象となる介護サービス

- ・訪問看護
- ・介護予防訪問看護
- ・医療機関の訪問リハビリテーション
- ・医療機関の介護予防訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・介護予防居宅療養管理指導
- ・介護療養施設サービス（食費・居住費は対象外）

### 2 自己負担上限額について

- (1) 自己負担上限額とは、所得や治療状況に応じて設定されたひと月あたりの負担上限額のことであり、入院・入院外を問わず、複数の指定医療機関（薬局・訪問看護ステーション等を含む）で支払われたすべての自己負担額を合算します。
- (2) 自己負担上限額は、都道府県より発行された「医療受給者証」及び「自己負担上限額管理票」の月額自己負担上限額欄に記載されています。
- (3) 介護保険における利用者負担割合の範囲内において、他機関を含めた月間の自己負担徴収額の累積が自己負担上限額に満つるまで徴収します。
- (4) 自己負担上限額管理票における端数整理について、徴収した自己負担額に10円未満の端数がある場合、自己負担上限額管理票には四捨五入した額を自己負担額の欄に記載します。

【例】自己負担額として503円を徴収した場合

- ・介護給付費請求明細書には記載要領に従い、計算された自己負担額（503円）を記載します。
- ・自己負担上限額管理票の自己負担額欄には四捨五入した金額（500円）を記載します。

3 請求明細書の記載方法について（国保中央会からの連絡文書を参考に作成）

① 公費負担者番号及び受給者番号を記載します。

公費負担者番号	5	4	1	0	X	X	X	X
公費受給者番号	X	X	X	X	X	X	X	

② 給付率情報及び給付費明細情報内の公費分回数、公費対象単位数については他の公費と同様に記載します。

給付率（/100）									
保険		9	0						
公費	1	0	0						

単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数
5 0 3	1	5 0 3	1	5 0 3

③ 請求額集計情報（下記例は給付率90%の場合）を記載します。

A 自己負担上限額に達しない場合  
（全額本人負担となる場合）

請求額集計欄	⑥限度額管理対象外単位数						
	⑦給付単位数（④⑤のうち少ない数）+⑥			5	0	3	
	⑧公費分単位数			5	0	3	
	⑨単位数単価	1	0	0	0	円/単位	
	⑩保険請求額		4	5	2	7	
	⑪利用者負担額					0	
	⑫公費請求額					0	
	⑬公費分本人負担			5	0	3	

B 自己負担上限額に到達する場合  
（一部本人負担が発生する場合）

請求額集計欄	⑥限度額管理対象外単位数						
	⑦給付単位数（④⑤のうち少ない数）+⑥				5	0	3
	⑧公費分単位数				5	0	3
	⑨単位数単価	1	0	0	0	円/単位	
	⑩保険請求額		4	5	2	7	
	⑪利用者負担額					0	
	⑫公費請求額				2	0	3
	⑬公費分本人負担				3	0	0

C すでに自己負担上限額に達している場合  
（全額公費請求となる場合）

請求額集計欄	⑥限度額管理対象外単位数						
	⑦給付単位数（④⑤のうち少ない数）+⑥			5	0	3	
	⑧公費分単位数			5	0	3	
	⑨単位数単価	1	0	0	0	円/単位	
	⑩保険請求額		4	5	2	7	
	⑪利用者負担額					0	
	⑫公費請求額				5	0	3
	⑬公費分本人負担					0	

↑自己負担上限額が10,000円で、他機関での累積が9,700円の場合

自己負担上限額管理票を御確認いただき、誤りのない請求をお願いいたします。

問い合わせ先

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護審査係）  
〒371-0846 群馬県前橋市元総社町335番地の8 市町村会館2階  
TEL 027-290-1319（直通） FAX 027-255-5077  
ホームページ <http://www.gunmakokuho.or.jp>  
（または「群馬県国保連合会」で検索）